

## 個人情報取扱に関する規定

- 第1条 この規定は、さいたま市立宮前中学校PTA会則（以下「会則」という）第3条8の規定に基づき、PTAが保有する個人情報の適正な取扱と活動の円滑な運営を図る為、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取扱について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。
- 第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は、会則第9条に基づく役員・委員とする。
- 第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 PTAは個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。
- 第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。  
1. 会費集金・管理・PTA活動名簿作成（保険事務）、その他の文書配布  
2. 会員、委員会、協力員、部活動保護者、各種名簿の作成・運用  
3. PTA関連事業等の名簿、推薦委員会役員選出名簿の作成・運用  
4. 文書配布
- 第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成のため以外に、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は、管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。
- 第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出しについては、デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。  
1. 法令に基づく場合  
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合  
3. 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合  
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第12条 個人情報を第三者に提供する場合は、事項について記録を作成し、保管する。  
1. 第三者の氏名  
2. 提供する対象者の氏名

3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保管する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条 P T Aは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏洩など(紛失も含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるP T A副会長及び任命権者である会長に報告しなければならない。

第16条 P T AはP T A役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 P T Aは個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 この規定に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は常任委員会により協議し、決定する。

#### 附 則

1. この規定は、平成30年5月2日から施行する。